

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-1)

政策名及び施策名	政策名「公文書管理」 施策名「公文書管理の適正な実施」	担当部局・作成責任者名	大臣官房 公文書管理課 課長 坂本 眞一
施策の概要	行政機関等において公文書管理法に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるようにする。	事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和11年度(最終年度評価)

施策目標	行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の国民が認識できる。							
施策目標の設定の考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)							
中目標1	国民が国及び独立行政法人等の行政文書等を円滑に利用できるよう適切に保存されている							
測定指標1 【主要な測定指標】	保存期間満了後の措置の設定状況(行政機関・独法)						測定指標の選定理由	
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	目標値(目標年度)	前年度比増	年度ごとの目標値	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増
	基準値(基準年度)	行政機関:98.5% 独法:95.7% (令和4年度)	年度ごとの実績値					
				目標(値・年度)の設定の根拠		引き続きレコードスケジュールの設定割合を安定的に高水準で維持することが重要であることから、目標を前年度比増と設定。		
				測定指標の実績値の把握方法		「公文書等の管理等の状況について」		
参考指標1	行政文書電子化割合						参考指標の選定理由	
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	参考値(参考年度)	37.6% (令和4年度)	年度ごとの実績値					
				参考指標の実績値の把握方法		「公文書等の管理等の状況について」		
				参考指標の選定理由		「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)において、今後作成する行政文書は、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本としているため。		
参考指標2	研修の実施回数(行政機関・独法)						参考指標の選定理由	
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	参考値(参考年度)	行政機関: 52,000回 独法:3,785回 (令和4年度)	年度ごとの実績値					
				参考指標の実績値の把握方法		「公文書等の管理等の状況について」		
				参考指標の選定理由		公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識・技能の習得・向上に当たっては研修の実施が必要なため。		
参考指標3	研修の参加職員数(行政機関・独法)						参考指標の選定理由	
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	参考値(参考年度)	行政機関: 1,103,069人 独法:165,001人 (令和4年度)	年度ごとの実績値					
				参考指標の実績値の把握方法		「公文書等の管理等の状況について」		
				参考指標の選定理由		公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識・技能の習得・向上に当たっては研修の実施が必要なため。		

中目標2	国立公文書館の利用者数の増加									
測定指標2	国立公文書館展示会入場者数								測定指標の選定理由	国立公文書館の訪問者数は、国立公文書館の利用状況を測る指標として適当であると考えため。
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	国立公文書館の訪問者数が年々高まっていくことが望ましいことから、目標を前年度比増と設定。
	目標値(目標年度)	前年度比増	年度ごとの目標値	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増		
基準値(基準年度)	36,715人(令和5年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	国立公文書館において集計	
測定指標3	デジタルアーカイブズの総PV数								測定指標の選定理由	国立公文書館の所蔵資料の一部は、ホームページ上に公開しているデジタルアーカイブズでも閲覧できるため。
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	デジタルアーカイブズの閲覧数が年々高まっていくことが望ましいことから、目標を前年度比増と設定。
	目標値(目標年度)	前年度比増	年度ごとの目標値	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増		
基準値(基準年度)	9,180,783PV(令和5年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	国立公文書館において集計	
参考指標4	利用請求件数								測定指標の選定理由	デジタルアーカイブズで公開していない国立公文書館所蔵資料を閲覧したい場合には利用請求を行う必要があるため。
	参考値(参考年度)	3,083件(令和4年度)	年度ごとの実績値						参考指標の実績値の把握方法	「公文書等の管理等の状況について」
参考指標5	特定歴史公文書等の所蔵件数								参考指標の選定理由	国立公文書館が所蔵する資料件数を把握することは、国立公文書館の利用者数の増加を測る上で基礎となるアウトプットであると考えため。
	参考値(参考年度)	1,651,520件(令和4年度)	年度ごとの実績値						参考指標の実績値の把握方法	「公文書等の管理等の状況について」
参考指標5	展示会開催日数								参考指標の選定理由	国立公文書館の展示会開催日数を把握することは、国立公文書館の訪問者数を測る上で基礎となるアウトプットであると考えため。
	参考値(参考年度)	338日(令和5年度)	年度ごとの実績値						参考指標の実績値の把握方法	国立公文書館において集計
参考指標5	目録公開数								参考指標の選定理由	目録公開数を把握することは、国立公文書館における利用請求件数を測る上で基礎となるアウトプットであると考えため。
	参考値(参考年度)	1,678,994冊(令和5年度)	年度ごとの実績値						参考指標の実績値の把握方法	国立公文書館において集計

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
1 公文書管理推進経費(平成24年度)	中目標1 -	40					政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。
2 国立公文書館の展示・運営の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	中目標1 0001	43					公文書管理に関する諸課題を毎年度設定し、当該課題について民間企業や諸外国等の実態調査を行い、それぞれのベストプラクティスを踏まえ、日本の公文書管理制度の在るべき姿の検討に活用する。本事業を通じ、公文書管理に関する諸課題について有識者の議論も踏まえ、上で幅広く調査検討を行い、報告書にまとめる。
3 新たな国立公文書館施設の整備に必要な経費(平成30年度)	中目標2 0151	3,672(うち92は前年度からの繰り越し)					平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、平成30年度から設計、令和5年度から建設工事に着手するなど、施設整備を進めている。引き続き、令和11年度末の開館を目指し、施設整備を進める。
4 独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費(平成13年度)	中目標2 0152	2,572					特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること、行政機関からの委託を受けた行政文書の保存、歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言等を行う。 内閣総理大臣の求めにより、行政文書の管理状況についての報告若しくは資料徴収又は実地調査を行う。 内閣総理大臣からの委託を受けて、地方公共団体に対し、技術上の指導又は助言を行う。 アジア歴史資料データベースの構築及び情報提供を行う。
	施策の予算額 (執行額)						

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 経済財政運営と改革の基本方針2024		第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (2)安全・安心で心豊かな国民生活の実現(文化芸術・スポーツ) 国立公文書館の新館開館に向けた機能強化等を進める。

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-3)

政策名及び施策名	政策名「アイヌ政策」 施策名「アイヌ施策の推進」							担当部局・作成責任者名	アイヌ施策推進室 参事官 藤田 望		
施策の概要	アイヌ政策推進交付金により、市町村が自主的・主体的に実施するアイヌ施策の推進に必要な事業を安定的かつ継続的に支援する。							事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和11年度(最終年度評価)		
施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発 ・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備 										
施策目標の設定の考え方・根拠	「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(令和元年9月6日閣議決定)を踏まえて設定										
中目標1	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発 ・アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備 										
測定指標1 【主要な測定指標】	交付金対象事業について市町村が設定した共通的な成果目標(5項目)の達成割合【共通的な成果目標(5項目)】							測定指標の選定理由	交付金対象事業の3つの事業区分ごとに実施状況を捕捉でき、多数の市町村が共通的に設定している指標を選定することにより、総合的な事業効果の測定に資すると考えるため		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
	目標値(目標年度)	前年度比増	年度ごとの目標値	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増			目標(値・年度)の設定の根拠	アイヌの人々や文化等への理解を増進し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現していくためには、交付金対象事業の効果を年々向上させることが重要であるから、前年度比増と設定
	基準値(基準年度)	36.3%(R5年度)	年度ごとの実績値							測定指標の実績値の把握方法	交付対象市町村の事業実績報告により把握
参考指標1	国から交付金を交付した市町村数							参考指標の選定理由	交付金事業を実施する市町村の拡大が幅広いアイヌ文化等の理解増進に繋がると考えるため		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
	参考値(参考年度)	38(R5年度)	年度ごとの実績値							参考指標の実績値の把握方法	市町村への交付実績により把握
参考指標2	交付金の交付対象となった事業数							参考指標の選定理由	市町村が実施する事業数の増加が地域の課題や実情に応じた総合的かつきめ細やかなアイヌ政策の充実に繋がると考えるため		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度				
	参考値(参考年度)	151(R5年度)	年度ごとの実績値							参考指標の実績値の把握方法	市町村への交付実績により把握

参考指標3	交付金対象事業について市町村が設定した成果目標の達成割合							参考指標の選定理由	上記測定指標(共通的な指標)に加え、市町村がそれぞれの課題や実情に応じて設定した成果目標を確認することにより、総合的かつきめ細やかな事業効果が捕捉できると考えるため
	参考値(参考年度)	45.1% (R5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標4	交付金対象事業完了後のアンケート調査において市町村が具体的な事業成果(進展)があったと評価した事業の割合							参考指標の選定理由	交付金事業の進捗状況を確認する指標として適当であると考えため
	参考値(参考年度)	R6調査開始予定	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標5	アイヌに対する理解度として世論調査における文化等に接したことがある割合							参考指標の選定理由	世論調査により文化等に接したことがある割合を把握することは、国民一般のアイヌ文化等への理解度を測る参考となるため
	参考値(参考年度)	21% (R4年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要	
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
1	アイヌ政策推進交付金 (令和元年度)	中目標1 000100	2,002					「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(令和元年9月6日閣議決定)に基づき、アイヌ施策を推進するための「アイヌ施策推進地域計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた市町村に対し、同計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付する。
		施策の予算額 (執行額)	2,002					

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋	
1	アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針	令和元年9月6日閣議決定	—

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-8)

政策名及び施策名	政策名「原子力防災」 施策名「原子力災害対策の推進」					担当部局・作成責任者名	内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 参事官(総括担当)木野 修宏 原子力被災者生活支援チーム 参事官 三牧純一郎				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・原発立地道府県等が行う原子力防災対策に必要な経費について、当該自治体からの申請に基づき財政支援するとともに、国や地方自治体等の要員等への災害対応能力向上のための研修・訓練プログラム等の実施。 ・福島第一原子力発電所の事故を受け設定された帰還困難区域の境界において、住民の方の放射線防護の観点から、バリケードを設置するとともに入退域の管理を行う。また、「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」とした政府方針に基づき、住民の方の帰還に関する意向の調査を行う。 					事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和11年度(最終年度評価)				
施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護 ・帰還意向のある住民の帰還及び帰還困難区域の全面解除 										
施策目標の設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画(令和5年5月)、原子力災害対策指針(令和4年7月) ・ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定) ・「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方(令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定) 										
中目標1	原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施										
測定指標1-1 【主要な測定指標】	・原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の避難計画策定件数 (※福島県内を除く)					測定指標の選定理由	原子力防災体制を整備することを通じ、各立地市町村等が適切な避難計画を策定できるよう適切な支援を行うため。				
	目標値(目標年度)	122件 (令和10年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	原子力災害対策重点区域に含まれる市町村※の数 (※福島県内を除く)	
	基準値(基準年度)	113件 (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	各市町村の地域防災計画の策定状況	
測定指標1-2 【主要な測定指標】	・地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「緊急時対応」の確認、了承済み地域数					測定指標の選定理由	原子力施設周辺地域における適切な防護措置の実施に向けた計画および対応のため。				
	目標値(目標年度)	11件 (令和6年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	各地域の諸事情を勘案した地域原子力防災協議会における緊急時対応の取り件数	
	基準値(基準年度)	9件 (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	緊急時対応のとりまとめ状況	
参考指標1	申請に基づき交付決定した道府県の数					参考指標の選定理由	各自治体の地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進するため。				
	参考値(参考年度)	24件 (令和5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付状況	

中目標2		国や地方公共団体、事業者等の対応能力向上及び地域防災計画等の具体化・充実化								
測定指標2	・原子力総合防災訓練の実施状況(原子力災害対策要員(研修受講者に限る)の原子力総合防災訓練等参加率)							測定指標の選定理由	原子力防災研修受講者の原子力総合防災訓練への参加率を求めることによって、定量的に研修と訓練両方のツールによる原子力防災対応能力向上の対策の有効性を確認することができるため。	
	目標値(目標年度)	80%以上 (令和10年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	原子力災害対策要員(研修受講者に限る)※から当該訓練の参加対象とならない者(20%程度)を除外し、目標値を概ね80%以上と設定している。 (※原子力災害対策要員は、実用発電炉のみならず、再処理施設、加工施設、試験研究炉等その他施設の要員も含まれている。)
	基準値(基準年度)	79% (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	原子力総合防災訓練参加実績、原子力施設等防災対策等委託費(原子力災害対応人材育成等)事業報告書、原子力施設等防災対策等委託費(原子力防災基礎研修の実施等)事業総括報告書
参考指標2	講話、中核人材・実務人材研修等受講者							参考指標の選定理由	原子力災害時に必要となる基礎知識や能力の習得により、対応要員を体系的に育成できているか把握できるため。	
	参考値(参考年度)	2004人 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	原子力施設等防災対策等委託費(原子力災害対応人材育成等)事業報告書、原子力施設等防災対策等委託費(原子力防災基礎研修の実施等)事業総括報告書

中目標3		帰還困難区域における避難指示の受入れ及び同区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保								
測定指標3	物理的防護措置の実施による住民の避難の徹底やスクリーニング、個人線量管理の徹底等による住民の安全な立入りの実施					測定指標の選定理由	放射線防護の観点から物理的防護措置を実施しているところ、帰還困難区域内において安全な入域が確保されているかを、立入者数等の定量的な指標を設定して判断することは困難であるため。			
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(水準・年度)の設定の根拠	「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日原子力災害対策本部) 3Ⅱ(2)③
	目標(目標年度)	帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域の確保(令和10年度)	施策の進捗状況(目標)	帰還困難区域の入域を希望する住民等について安全な入域の確保						
基準(水準・年度)	帰還困難区域の入域を希望する住民等の安全な入域が確保されている(令和5年度)	年度ごとの実績値							測定指標の実績値の把握方法	入域中のトラブル発生時に的確に対応し速やかな退域を行うことを定性指標とする。なお、退域の手続時に意見聴取を行い、改善につなげる。
参考指標3	・コールセンターでの適切な住民対応の実施					参考指標の選定理由	コールセンターでの適切な住民対応を実施しているかどうか把握するため。			
	参考値(参考年度)	コールセンターの応答率100%(令和5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	コールセンターにおける総着信に対する応答率を集計する。

中目標4		特定帰還居住区域における避難指示の解除					
測定指標4		把握した住民の帰還意向に基づく、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の進捗					
		測定指標の選定理由					
		2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除に向けた取組を進める必要がある。 なお、避難指示解除に向けては、住民の帰還意向の把握の他、特定帰還居住区域復興再生計画の認定や、計画に基づく除染、インフラ整備といった取組を進めるため、それらの進捗状況を測定指標とした。					
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
目標 (目標年度)	帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施(令和10年度)	施策の進捗状況 (目標)	帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取組の着実な実施				
		目標(水準・年度)の設定の根拠					
		<ul style="list-style-type: none"> ・「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」(令和3年8月31日原子力災害対策本部) ・「福島復興再生基本方針(改訂)」(令和5年7月28日) ・「福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)」 					
基準 (水準・年度)	各自治体の特定帰還居住区域復興再生計画(各年度)	年度ごとの実績値	帰還意向に基づく特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた除染・インフラの整備等の進捗				
		測定指標の実績値の把握方法					
		帰還意向調査や、特定帰還居住区域復興再生計画の認定、各自治体における除染やインフラの整備など、避難指示解除に向けた取組の進捗状況を踏まえて記載する。					

	施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
1	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 (昭和55年度)	中目標1 0067	10000	-	-	-	-	原子力発電施設等の立地道府県等が行う以下の事業に要する経費を交付する。 ①緊急時連絡網整備事業: 国、道府県及び市町村を結ぶ専用の緊急時通信回線等の整備、維持管理 ②防災活動資機材等整備事業: 防護服、放射線測定器及び安定ヨウ素剤等の防災資機材の整備、維持管理 ③緊急時対策調査・普及等事業: 緊急時における住民の安全の確保に関する調査、防災業務関係者の知識習得等のための講習会の開催、防災訓練の実施等 ④緊急事態応急対策等拠点施設整備事業: 原子力災害対策特別措置法第12条に規定する緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の実施内容は、
2	原子力防災研修等事業(平成29年度)	中目標2 0069	420	-	-	-	-	①原子力災害時に対応する国や地方自治体等で中核となる要員等について、災害対応能力向上のための研修・訓練プログラムを実施することにより、原子力災害対応要員を体系的に育成する。 ②原子力防災に係る国内外の最新動向の調査、放射線防護対策に係る調査研究等を実施する。また、これら調査研究の成果等を施策に取り込むとともに、国内外に発信することで、原子力防災体制の一層の強化を図る。 ③福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害が長期化した際の対応にあたる「原子力被災者生活支援チーム」の要員を対象とした訓練内容の検討や運営補助 マニュアルの整備等を行う。
3	帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等事業(平成25年度)	中目標3 0017	3790	-	-	-	-	帰還困難区域の境界にバリケードを設置するとともに、その開閉等維持管理を実施する。また帰還困難区域に入域を希望する住民、復旧作業員、消防官・警察官等について、安全な入域を確保するために必要な被ばく管理を行うとともに、入域管理に関する調査研究を実施する。
4	特定復興再生拠点区域外における帰還意向確認に関する調査事業(令和5年度)	中目標4 0018	390	-	-	-	-	特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に向けて、意向確認支援や基礎情報の整備などを実施する。
		施策の予算額 (執行額)	14600	-	-	-	-	

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 防災基本計画	令和6年6月28日中央防災 会議決定	第12編 原子力災害対策編
2 ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について(平成23年12月26日原子力災害対策本部決定)	平成23年12月26日	3. 警戒区域及び避難指示区域の見直し II. 避難指示区域の見直しについて (2)新たな避難指示区域に関する基本的考え方と今後の課題に対する対応方針 ③ 帰還困難区域 (立入規制など区域の運用) (i) 同区域の汚染レベルは非常に高いことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求めることを検討する。 その場合でも、例外的に、可能な限り住民の意向に配慮した形で住民の一時立入りを実施することを検討する。一時立入りを実施する場合には、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。
3 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方(令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議決定)	令和3年8月31日	2. 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針 以下の基本的方針に基づき、拠点区域外の避難指示解除及び復興に向けて、地元と十分に議論しつつ、国は、施策の具体化を行う。そして、国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく。 1. 国及び地元自治体は、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。なお、営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-18)

政策名及び施策名	政策名「経済安全保障」 施策名「安全保障の確保に関する経済施策の推進」	担当部局・作成責任者名	政策統括官(経済安全保障担当) 後藤参事官
施策の概要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)に基づき、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する。	事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和9年度(最終年度評価)

施策目標	国家・国民の安全を経済面から確保					
施策目標の設定の考え方・根拠	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針(令和4年9月30日閣議決定)を踏まえて設定した。					
中目標(Ⅱ)1	我が国の経済構造の自律性の向上					
中目標(Ⅰ)1	国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化					
測定指標1	供給確保計画に沿った物資の生産等の状況					測定指標の選定理由
				R6年度	R7年度	R8年度
	目標値 (目標年度)	100% (R8年度)	年度ごとの 目標値	100%	100%	100%
	基準値 (基準年度)	集計中 (R5年度)	年度ごとの 実績値			
						目標(値・年度)の設定の根拠
						測定指標の実績値の把握方法
						参考指標の選定理由
参考指標1	計画認定件数					
				R6年度	R7年度	R8年度
	基準値 (基準年度)	74件 (R5年度)	年度ごとの 実績値			
						参考指標の実績値の把握方法

中目標(Ⅰ)2		基幹インフラ役務の安定的な提供の確保						
測定指標2	基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する状況					測定指標の選定理由	我が国の経済構造の自律性の向上を達成するためには、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(以下「基幹インフラ制度」という。)の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止することにより、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保する必要があることから、測定指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	目標(値・年度)の設定の根拠	当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止していく必要があるが、数値化が困難なため、定性的目標として設定している。
	目標(目標年度)	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている(R9年度)	施策の進捗状況(目標)	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている				
	基準(水準・年度)	基幹インフラ制度の着実な運用を通じて基幹インフラ役務の安定的な提供の確保を図る(R6年度)	施策の進捗状況(実績)				測定指標の実績値の把握方法	参考指標の実績値等を踏まえて判断する。
参考指標2	事業所管省庁への届出件数					参考指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度に基づく事業所管省庁への届出により、特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する状況を把握する必要があることから、参考指標として設定した。	
			R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度の事業所管省庁への届出件数を把握する。	
基準値(基準年度)	- (R6年度)	年度ごとの実績値						

中目標(Ⅱ)2	他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保							
中目標(Ⅰ)3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用							
測定指標3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する状況 (経済安全保障重要技術プログラム(Kプログラム)の研究開発課題毎の評価のタイミングにおいて、達成目標を達成した割合(%))					測定指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、研究開発開始時に定められた各研究開発課題の達成目標の達成状況を測定指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	目標(値・年度)の設定の根拠	当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、令和9年度に達成目標の達成割合100%と設定した。 (※研究開発期間は数年度のスパンを基本としているため、令和9年度を目標年度とした。)
	目標値 (目標年度)	100 (R9年度)	年度ごとの 目標値	100	100	100		
	基準値 (基準年度)	- (R4年度)	年度ごとの 実績値					
参考指標3	協議会開催件数					参考指標の選定理由	経済安全保障推進法に基づき官民伴走支援のために指定基金協議会を設置することとしていることから、当該中目標を達成するための参考指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度において開催件数を把握する(内閣府が協議会の事務局)。
	基準値 (基準年度)	13 (R5年度)	年度ごとの 実績値					

中目標(I)4		特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止						
測定指標4	特許出願非公開化の措置による機微な発明の流出の防止に関する状況					測定指標の選定理由	他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保を達成するためには、特許出願非公開制度の着実な運用を通じて、機微な発明の流出を防止する必要があることから、測定指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	目標(水準・年度)の設定の根拠	当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度の運用により、安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにしていく必要があるが、数値化が困難なため定性的目標として設定している。
	目標(目標年度)	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用(R9年度)		施策の進捗状況(目標)	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用			
	基準(水準・年度)	特許出願非公開制度の運用(R6年度)		施策の進捗状況(実績)				測定指標の実績値の把握方法
参考指標7		保全審査件数					参考指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全審査を実施する必要があることから、参考指標として設定した。
				R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度の保全審査件数を把握する。
基準値(基準年度)	- (R6年度)		年度ごとの実績値					
参考指標8		保全指定件数					参考指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全指定を必要に応じて行う必要があることから、参考指標として設定した。
				R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度の保全指定件数を把握する。
基準値(基準年度)	- (R6年度)		年度ごとの実績値					

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円			事業概要
		R6年度	R7年度	R8年度	
1 経済安全保障の確保の推進に必要な経費 (令和5年度)	中目標(Ⅰ)1、2、3、4 0008	797			経済安全保障推進法等の趣旨や制度内容について国民・事業者等へ適切に周知・広報するとともに、経済安全保障の推進に向けた調査研究を実施するなど、経済安全保障推進法等を着実に執行する。また、特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫を通じた指定金融機関による融資(ツーステップ・ローン)が行えるよう、公庫に対しツーステップ・ローンの実施に伴う経費を補助する。
	施策の予算額 (執行額)	797			

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針	令和4年9月30日閣議決定	—
2 経済財政運営と改革の基本方針2024	令和6年6月21日閣議決定	第2章社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応(2)経済安全保障 産業が抱えるリスクを点検しつつ、経済安全保障推進法の着実な施行と取組の強化を行う。重要物資の供給上の課題について、不断の点検・評価を行った上で、国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーン構築を含め、安定供給確保のための施策を進める。先端的重要技術を育成するとともに、国際協力推進に向けた技術流出対策、安全・安心に関するシンクタンクの設定準備を進める。基幹インフラ制度について、医療分野の追加を含む不断の検討を行う。国際通信における自律性向上を含め、重要なインフラの強靱化に取り組む。
3 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版	令和6年6月21日閣議決定	V. 投資の推進7. その他の国内投資の促進 ⑥安定的なサプライチェーンの確保 重要な物資のサプライチェーンについて、これまでの取組の効果を含めて不断の点検・評価を行った上で、物資の特性や課題に応じた実効性のある対応を検討し、技術流出対策を含めた安定供給確保のための施策を実施する。また、国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーンの構築も進める。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、同盟国・同志国等と連携しつつ、産業が抱えるリスクを点検し、政府一体となって、経済安全保障を確保する。先端的重要技術の育成に向け、経済安全保障重要技術育成プログラムを通じた支援を引き続き実施する。また、経済安全保障上の重要技術に関する国際協力の推進に向け、技術流出対策について検討を進め、必要な取組を着実に進める。

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-21)

政策名及び施策名	政策名「食品安全」 施策名「食品健康影響評価に関する施策の推進」	担当部局・作成責任者名	食品安全委員会事務局 総務課長 藤田一郎
施策の概要	食品の安全性確保において国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品安全を取り巻く状況の変化に即した的確なリスク評価及びリスクコミュニケーションを実施する。	事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和11年度(最終年度評価)

施策目標	国民の食品の安全の確保									
施策目標の設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基本法(平成15年法律第48号) ・食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項(平成24年6月29日閣議決定) を踏まえ設定。									
中目標1	評価結果をリスク管理へ反映(リスク管理機関が実施)									
測定指標1 【主要な測定指標】	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況							測定指標の選定理由	リスク評価の結果がリスク管理措置へ遅滞なく反映されているか把握する観点から設定。	
	目標値 (目標年度)	62%以上 (毎年度)	年度ごとの 目標値	R6年度 62%以上	R7年度 62%以上	R8年度 62%以上	R9年度 62%以上	R10年度 62%以上	目標(値・年度)の 設定の根拠	リスク評価結果のリスク管理措置への反映は、案件によって反映に要する時間が異なることから、あらかじめ具体的な数値を目標として設定することが困難。他方で、過去の平均値を上回ること、一定程度滞りなくリスク管理措置に反映されたと評価できるものと考えことから、過去3年(R3年度～R5年度)の実績(リスク管理措置済)の平均(62%)を基に設定。 (なお、リスク管理措置に反映されていない案件については、別途理由まで調査している。)
	基準値 (基準年度)	62% (R3年度～R5 年度の平均)	年度ごとの 実績値							測定指標の実績値 の把握方法

参考指標1	当該年度に実施した研究課題数							参考指標の選定理由	施策目標を達成するためには、リスク管理措置へ反映されるリスク評価を的確に実施していなければならない、そのためには最新の科学的知見の集積・体系化、及びリスク評価手法の開発・改良を行う不断の取組が必要であることから、毎年度に実施する研究課題数を参考指標として設定。
	参考値 (参考年度)	14 (R5年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値 の把握方法
参考指標2	研究終了後2.5年時点での活用状況							参考指標の選定理由	実施した研究課題がリスク評価の各段階において活用されていることが重要であることから、活用状況を参考指標として設定。
	参考値 (参考年度)	67% (R5年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値 の把握方法
参考指標3	直近1年間の食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況							参考指標の選定理由	食品健康影響評価の結果通知後、リスク管理措置がどの程度迅速に反映されているかを把握する参考指標として設定。
	参考値 (参考年度)	85% (R3年度～R5 年度の平均)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値 の把握方法

中目標2		国民の食品健康影響評価等に対する理解の増進								
測定指標2-1	リスク評価の内容等に関する意見交換会参加者に対するアンケート調査において「内容についての理解度が増進した者」の割合の増加							測定指標の選定理由	アンケート調査結果における「内容についての理解度が増進した者」の割合の把握により、実施した意見交換会等が国民の食品健康影響評価等に対する理解の増進に寄与しているか把握できるため、指標として設定。	
	目標値 (目標年度)	88.7%以上 (毎年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	継続して高い理解度を達成していることを測定するために、概ね9割の理解度であったH25年度～H27年度の平均値より毎年度増加することを目標として設定。なお、意見交換会の内容によって理解度に差が生じるため3か年度の平均をとっている。
	基準値 (基準年度)	H25年度～H27年度の平均(88.7%) (H25年度～H27年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	リスク評価の内容等に関する意見交換への参加者に対するアンケート調査結果より集計。 【実績値の算出式】リスク評価の内容について理解度が増進した者 ÷ 意見交換会参加者アンケート回答者 × 100
参考指標4	リスク評価の内容等に関する意見交換会の開催回数							参考指標の選定理由	食品健康影響評価等に関する理解の増進のためには、継続的な意見交換会の開催が必要であることから、参考指標として設定。	
	参考値 (参考年度)	19回 (R5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	意見交換会の開催数を積み上げ、実績値として算出。
測定指標2-2	食品安全委員会公式Facebookにフォロワー登録している者の実数							測定指標の選定理由	食品安全委員会の取組や食品の安全性に関する情報について、国民の理解増進を図るための主要ツールとなっているFacebookのフォロワー登録者数を普及啓発の推進の指標として設定。	
	目標値 (目標年度)	直近2か年の平均値以上(毎年度)	年度ごとの目標値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	継続して情報発信を行い情報源としての信頼性を増進していることを継続的に測定するために、毎年度直近2か年度の平均値より増加することを目標として設定。なお、事件等の影響を最小限にするために2か年の実数を平準化した数値とした。
	基準値 (基準年度)	7,792 (R4年度及びR5年度の平均)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	食品安全委員会公式Facebookのフォロワー数を集計。
参考指標5	Facebookでの記事投稿数							参考指標の選定理由	食品安全委員会の取組や食品の安全性に関する情報について、広く情報発信する取組を示すものとして、参考指標に設定。	
	参考値 (参考年度)	144	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	食品安全委員会公式Facebookに投稿した記事の数を集計。

施策に関する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
1 食品健康影響評価技術の研究に必要な経費 (開始H17年度)	中目標1 000215	188					<p>・食品安全委員会は食品安全のリスク評価(食品健康影響評価)を担う我が国唯一のリスク評価機関であり、役割を果たすために最新の科学的知見の集積・体系化、リスク評価方法の開発・改良を行うとともに、実際のリスク評価につながる成果を得るために「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」等にもとづいてマネジメントサイクルを回しながら、計画的・戦略的に研究を実施するものである。</p> <p>・本事業は「研究領域設定型」の競争的研究費制度により実施する行政課題解決型の委託研究事業である。研究課題を、大学、独立行政法人、国立試験研究機関等の研究機関に所属する研究者又は研究グループに幅広く公募し、外部有識者を含む研究・調査企画会議による事前評価を経て採択を決定し、研究資金を交付する。あわせて「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日 内閣総理大臣決定)に基づいて、評価の実施、研究成果の公表を行っている。</p> <p>・各研究課題はマネジメントサイクルの一環として中間評価・事後評価を受けることによって研究の質が担保されている。また、研究の実施により得られた成果については、食品安全委員会が実施するリスク評価の各段階で活用されるとともに、一般消費者、行政、メディア、食品関係事業者、専門家といった関係者への普及を行っている。</p>
2 リスクコミュニケーション実施経費 (開始H15年度)	中目標2 000219	24					<p>食品安全委員会が行う食品健康影響評価(以下「リスク評価」という。)結果等について国民への丁寧な説明、情報発信、また関係者間の情報及び意見の交換(以下「リスクコミュニケーション」という。)を企画・実施することにより、食品安全に関する国民の知識と理解を深めることを目的とする。目的を達成するため、本事業において食品安全行政の関係省庁である厚生労働省、農林水産省及び消費者庁等とも連携を図りつつ、ホームページ、X、Facebook、メールマガジン、ブログ及びYouTubeなどのネット媒体や広報誌、ポスター等の経媒体での情報提供、報道関係者や学校教育関係者を重点対象者とした意見交換会等を行うことにより、リスク評価結果や食品の安全性に関する科学的な知識等について国民にわかりやすく説明する。</p>
	施策の予算額 (執行額)	212					

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 第213回国会 自見大臣所信表明	令和6年2月14日(衆議院) 令和6年3月7日(参議院)	<p>食品安全については、国民の健康の保護を最優先に、食品の安全性の確保のため、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行います。</p> <p>また、評価結果等についてリスクコミュニケーションを実施してまいります。</p>

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-31)

政策名及び施策名	政策名「日本学術会議」 施策名「日本学術会議に関する施策の推進」					担当部局・作成責任者名	日本学術会議事務局 企画課長 水本 圭祐				
施策の概要	各学術分野における様々な課題や社会が抱える特に重要な課題について、日本学術会議会員及び連携会員で構成する委員会等を設置、開催して、科学に関する重要事項の審議を行うことにより、政府からの諮問に対する答申、政府に対する勧告、その他政府、社会に対する提言等を行う。					事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和9年度(最終年度評価)				
施策目標	わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。										
施策目標の設定の考え方・根拠	日本学術会議法第2条において、日本学術会議の目的として規定されているため。										
中目標1	地球規模課題への対応のため、各国アカデミーとの連携を強化する。										
測定指標1 【主要な測定指標】	・開催した国際シンポジウムの事後アンケートでシンポジウムを肯定的に評価した者の割合					測定指標の選定理由	国際シンポジウムの開催は、日本学術会議の国際活動のうち、科学者の意見を政策決定過程に効果的に反映するために活動する事業である。アンケート結果を測定指標に掲げ、その実績値を分析することが事業の内容改善の一助となると考えられるため、アンケート結果を測定指標に掲げた。				
	目標値(目標年度)		年度ごとの目標値			目標(値・年度)の設定の根拠					
	80%以上 (令和8年度)			80%以上	80%以上	80%以上	基準値は本指標を用い始めた令和4年度の値(半数以上が肯定的に評価となる55%)を継続しつつ、目標値は令和4(86%)・5年度(98%)(2か年)の成果実績を踏まえ設定した。 (開催年により会議のテーマも対象者も異なることから前年度の値は目標値とはせず)				
基準値(基準年度)	55% (半数以上が肯定的に評価していること)		年度ごとの実績値			測定指標の実績値の把握方法	シンポジウム参加者へのアンケート結果による				

参考指標1	共同主催国際会議の開催件数					参考指標の選定理由	共同主催国際会議の開催は、日本学術会議の国際活動の柱の一つであり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催件数を掲げた。
	参考値 (参考年度)	6件 (R6年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法 共同主催国際会議の開催件数
参考指標2	国際シンポジウムの開催回数					参考指標の選定理由	国際シンポジウムの開催は、日本学術会議の国際活動の柱の一つであり、その活動状況を測る一つの参考指標として、会議の開催回数を掲げた。
	参考値 (参考年度)	1回 (R6年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法 国際シンポジウムの開催回数
参考指標3	アジア学術会議の開催回数					参考指標の選定理由	アジアにおける科学に関する意見交換プラットフォームとしてアジア学術会議を年1回開催することが、アジア地域における学術的な協力の促進につながるため。
	参考値 (参考年度)	1回 (R6年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法 アジア学術会議の開催回数

参考指標4	G7サミット等に対する提言として発出した共同声明の数						参考指標の選定理由	科学的見地からの提言がG7サミット等でもテーマとして扱われることが、G7サミット等の議論に貢献することにつながるため。
	参考値 (参考年度)	4 (R6年度)		R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	G7アカデミー間での検討も踏まえ主催国が選定した共同声明のテーマ数。
参考指標5	国際学術団体の総会等への派遣回数						参考指標の選定理由	より多くの国際学術団体の総会等へ派遣することが、世界の学界との連携、国際学術団体の運営への参画等や日本の学術の動向の発信につながるため、その活動状況を測る一つの参考指標として、派遣回数を掲げた。
	参考値 (参考年度)	25回 (R6年度)		R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	国際学術団体の総会等への派遣回数
参考指標6	・開催した国際会議への参加人数 (上段: 共同主催国際会議、下段: アジア学術会議)						参考指標の選定理由	共同主催国際会議: 日本学術会議が行う共同主催国際会議は、規模、内容が様々であり、定量的に比較できる数値は参加人数となるため。 アジア学術会議: 主催機関は毎年変わるため、定量的に比較できる数値は参加人数となるため。
	参考値 (参考年度)	11,900人 (R6年度) 200人		R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	共同主催国際会議: 各共同主催機関がカウントした参加人数を足し合わせた人数。 アジア学術会議: 主催機関がカウントした参加人数。

参考指標7	・共同声明にて提言したもののうち、G7サミット等で扱われたテーマの数						参考指標の選定理由	定量的な数値は、G7サミット等で扱われたテーマの数のみとなるため。
	参考値 (参考年度)	4 (R6年度)		R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	G7サミット等で扱われたテーマの数
参考指標8	・派遣した国際会議の平均参加者数						参考指標の選定理由	国際学術団体の総会等は規模、内容が様々であり、定量的に比較できる数値は参加者数となるため。
	参考値 (参考年度)	645人 (R6年度)		R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	派遣した国際会議の平均参加者数

中目標2	科学者間交流を推進し、科学者内の連携・協力体制を強化する。						
参考指標1	地区会議公開学術講演会の開催回数						参考指標の選定理由 地区会議公開講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。
	参考値 (参考年度)	7回 (R5年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法 地区会議公開学術講演会の開催回数
参考指標2	地区会議公開学術講演会の参加者数(1回当たり平均値)						参考指標の選定理由 地区会議公開学術講演会は、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、参加者数(1回当たり平均値)を掲げた。
	参考値 (参考年度)	200人 (R5年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法 地区会議公開学術講演会の開催に際し、参加者は事前申込制となっており、その申込数と当日の受付記録で確認している。

中目標3	科学の役割についての国民の認識の向上。						
参考指標1	日本学術会議主催学術フォーラム等の開催回数					参考指標の選定理由	学術フォーラムは、科学的・学術的な研究成果を国民に還元するための活動として開催している事業であり、その活動状況を測る一つの参考指標として、開催回数を掲げた。
	参考値 (参考年度)	8回 (R5年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標2	学術フォーラムの参加者数(1回当たり平均値)					参考指標の選定理由	学術フォーラムは国民の関心の高いテーマを選定し、国民との双方向のコミュニケーションの充実を図る事業であることから、参加者数の平均値を分析することで、内容改善の一助とするため。
	参考値 (参考年度)	173.5人 (R5年度)	年度ごとの 実績値	R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法

	施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円			事業概要
			R6年度	R7年度	R8年度	
1	各国アカデミーとの交流等の国際的な活動(昭和23年度)	中目標1	217			各国アカデミーとの交流や国際学術機関への対応を行い、国際的な場面での我が国の科学者の立場の表明や、世界の科学・技術の潮流に接する機会を持つことによって、我が国の科学者の地位向上や、学術分野における国際社会で我が国が名誉ある地位を占め、世界をリードする立場になるよう、寄与している。
2	科学の役割についての普及・啓発(昭和61年度)	中目標2 00242	6			日本学術会議会員等による講演・パネルディスカッションを内容とする学術フォーラムを開催することにより、学術成果の国民への還元を図っている。
3	科学者間ネットワークの構築(昭和24年度)	中目標3 00243	7			全国7ブロックで地区会議を開催し、その中で行われる地区会議公開講演会を通じて日本学術会議が集積した研究成果や学術情報の提供を行うとともに、地域の科学者との意見交換の場を設けることで、科学者間ネットワークの構築に寄与している。
		施策の予算額 (執行額)	230			

	施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1	-	-	-

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-32)

政策名及び施策名	政策名「官民人材交流」 施策名「国家公務員の再就職支援及び官民の人材交流の円滑な実施の支援」						担当部局・作成責任者名	官民人材交流センター 総務課長 野竹司郎			
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助として、以下の業務に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・求人情報・求職者情報提供事業 ・民間委託による再就職支援事業 ○官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、以下の業務に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・府省等及び民間企業等に対する情報提供等 ・官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動 						事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和11年度(最終年度評価)			
施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員が培ってきた能力や経験を社会全体で活かすとともに、公務組織の活力の維持を図る。 ・官民の相互理解の促進、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化等を図る。 										
施策目標の設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5、第18条の6、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の10 ・官民人材交流センターの一層の活用について(平成30年8月3日国家公務員制度担当大臣閣議発言)、国家公務員の雇用と年金の接続について(平成25年3月26日閣議決定)、採用昇任等基本方針(平成26年6月24日閣議決定) ・官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針(平成26年6月24日内閣総理大臣決定) 										
中目標1	求人・求職者情報提供事業による再就職者の増加										
測定指標1 【主要な測定指標】	求人・求職者情報提供事業により再就職した件数						測定指標の選定理由	本事業は、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を目的として、再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援するものであるため、本事業による再就職件数を測定指標とする。			
					R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	目標(値・年度)の設定の根拠	前年度の実績の増減、労働市場の動向、求職者の登録状況等を勘案して決定する。
	目標値(目標年度)	前年度以上	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	測定指標の実績値の把握方法	求人・求職者情報提供事業による再就職件数を集計
	基準値(基準年度)	86件 (令和5年度)	年度ごとの実績値								

参考指標1	当年度に情報提供した求人数							参考指標の選定理由	アウトプットである「情報提供した求人数」は、当センターで行う求人開拓、求人登録処理等の活動を示すものとして参考指標とする。 本事業において、登録を終えた求人数が多いほど、再就職件数(アウトカム)が向上するものと考えている。	
	参考値(参考年度)	1,012人 (令和5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	情報提供した求人数を集計
参考指標2	当年度に登録があったすべての利用求職者数							参考指標の選定理由	アウトプットである「利用求職者数」は、当センターで行う求職者への周知、利用登録処理等の活動を示すものとして参考指標とする。 本事業において、登録を終えた利用求職者数が多いほど、再就職件数(アウトカム)が向上するものと考えている。	
	参考値(参考年度)	3,028人 (令和5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	利用求職者数を集計
中目標2		再就職支援事業による再就職の促進								
参考指標3	民間委託による再就職支援の開始人数							参考指標の選定理由	本事業は、早期退職募集制度の効果的な実施のために設けられているものであり、年齢別構成の適正化を通じた公務組織の活力の維持に資するよう、アウトプットである「開始人数」が一定数あることを参考指標とする。	
	参考値(参考年度)	46.3人 (令和2~4年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	再就職支援開始人数を集計
参考指標4	民間委託による再就職支援の再就職者数							参考指標の選定理由	本事業による「再就職者数」が一定数あることにより、アウトカムである「本事業による再就職の促進」につながることから、これを参考指標とする。	
	参考値(参考年度)	32.3人 (令和2~4年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	再就職者数を集計
参考指標5	民間委託による再就職支援の再就職決定率							参考指標の選定理由	本事業による「再就職決定率」が一定数あることにより、アウトカムである「本事業による再就職の促進」につながることから、これを参考指標とする。	
	参考値(参考年度)	69.8% (令和2~4年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	参考指標3及び参考指標4により算出

中目標3		民間企業等が官民人事交流説明会等に参加し、官民人事交流の実施を検討する。								
測定指標2	説明会等のアンケートにおいて官民人事交流を実施又は検討したいとした法人数の割合							測定指標の選定理由	本事業は、官民の人材交流の円滑な実施を支援するものであり、その効果を測るものとして、説明会等の出席者に対して行ったアンケート結果より、交流の実施に前向きな回答があった割合を測定指標とする。	
				R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	目標(目標年度)	基準値以上	施策の進捗状況(目標)	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	目標(目標年度)の設定の根拠	実地開催とオンライン開催を併用した過去2年間の実績値平均を目標値と設定する。
	基準(水準・年度)	92.1% (直近2年平均)	施策の進捗状況(実績)						測定指標の実績の把握方法	毎年度の説明会等のアンケート結果を集計
参考指標6	官民人事交流説明会等の民間企業等の参加数(法人数ベース)							参考指標の選定理由	アウトカム指標の基になるアンケートの回答主体数である「民間企業等の参加数」を参考指標とする。	
	参考値(参考年度)	99社 (令和5年度)	年度ごとの実績値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	参考指標の実績値の把握方法	毎年度の説明会等(オンラインを含む)への参加法人数を集計

	施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
1	国家公務員の再就職支援経費 (平成25年度)	中目標1 0149						<p>次の2つの事業を実施。</p> <p>① 求人・求職者情報提供事業：再就職規制を遵守した自主的な求職活動を支援する仕組みとして、国家公務員に対する企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する国家公務員の求職者情報を収集し、相互に提供(平成31年1月～)。事業開始当初は、手作業で情報提供を行っていたところ、令和2年9月からシステムによる運用を開始。</p> <p>国家公務員経験者の求人・求職者情報サイトの経費については、令和4年度概算要求からデンタル庁にて予算計上</p> <p>② 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援：早期退職希望者の募集に応募して応募認定退職をする者を対象として、官民人材交流センターが契約した民間の再就職支援会社に再就職支援業務を委託することにより、国家公務員の離職に際しての離職後の就職の援助を実施(平成25年10月～)</p>
		施策の予算額 (執行額)						

	施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1	-	-	-